

平成25年度～令和4年度

川崎市健全化判断比率
基礎数値の修正に伴う審査意見書

川崎市監査委員

6 川 監 第 4 3 0 号

令和 6 年 8 月 2 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦 様

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 川 上 善 行

同 石 田 康 博

同 かわの 忠 正

平成 2 5 年度～令和 4 年度健全化判断比率基礎数値の修正
に伴う審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項により審査に
付された平成 2 5 年度から令和 4 年度までの各年度の決算に基づく実質
公債費比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したの
で、次のとおりその意見を提出します。

なお、地方自治法第 1 9 9 条の 2 の規定に該当する事務について、大
村研一監査委員を除斥しました。

平成25年度～令和4年度川崎市健全化判断比率 基礎数値の修正に伴う審査意見

第1 審査の対象

平成25年度から令和4年度までの各年度の決算に基づく実質公債費比率
その算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年8月5日から同月20日まで

第3 審査の方法

審査に付された書類の照合等を行うほか、所管部局への質問などにより実施した。

第4 審査の着眼点

- 1 審査に付された書類の計数は正確であるか。
- 2 地方債の元利償還金、準元利償還金は適正に算定されているか。

第5 審査の結果

川崎市監査基準に準拠し、前述のとおり審査した限り、実質公債費比率は適正に算定されていた。また、実質公債費比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

平成25年度から令和4年度までの各年度の決算に基づく実質公債費比率は、次のとおりである。

(単位：％)

年 度	修正前	修正後	早期健全化基準	財政再生基準
平成25年度	9.1	9.0	25.0	35.0
平成26年度	8.2	7.9		
平成27年度	7.5	7.1		
平成28年度	7.2	6.9		
平成29年度	6.9	6.8		
平成30年度	7.3	修正なし		
令和元年度	7.5	修正なし		
令和2年度	8.2	8.3		
令和3年度	8.5	8.6		
令和4年度	8.7	8.5		

平成25年度から令和4年度までの実質公債費比率の算定に用いる地方債の元利償還金、準元利償還金の基礎数値の一部に誤りがあったことから、審査を実施したものである。審査の結果、修正した後の数値においても、いずれの年度も早期健全化基準である25.0%を下回っていることを確認した。

当該比率は本市の財政状況を把握する上で非常に重要な指標であることから、今後は、基礎数値を適正に算定し十分な確認を行うことにより、再発防止に努められたい。

また、当職においても、審査を行う過程で確認体制の強化を図ることとする。

【参考】実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

<算定式>

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金+準元利償還金)} \\ - \text{(特定財源*1+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額*2算入額)} \end{array}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

*1 特定財源

使途が特定されている財源。実質公債費比率算定に当たっては地方債償還に充当することをあらかじめ想定されていたものを指す。

*2 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準により行政サービスを行う場合又は標準的な施設を維持するための財政需要を一定の方法により算定した額